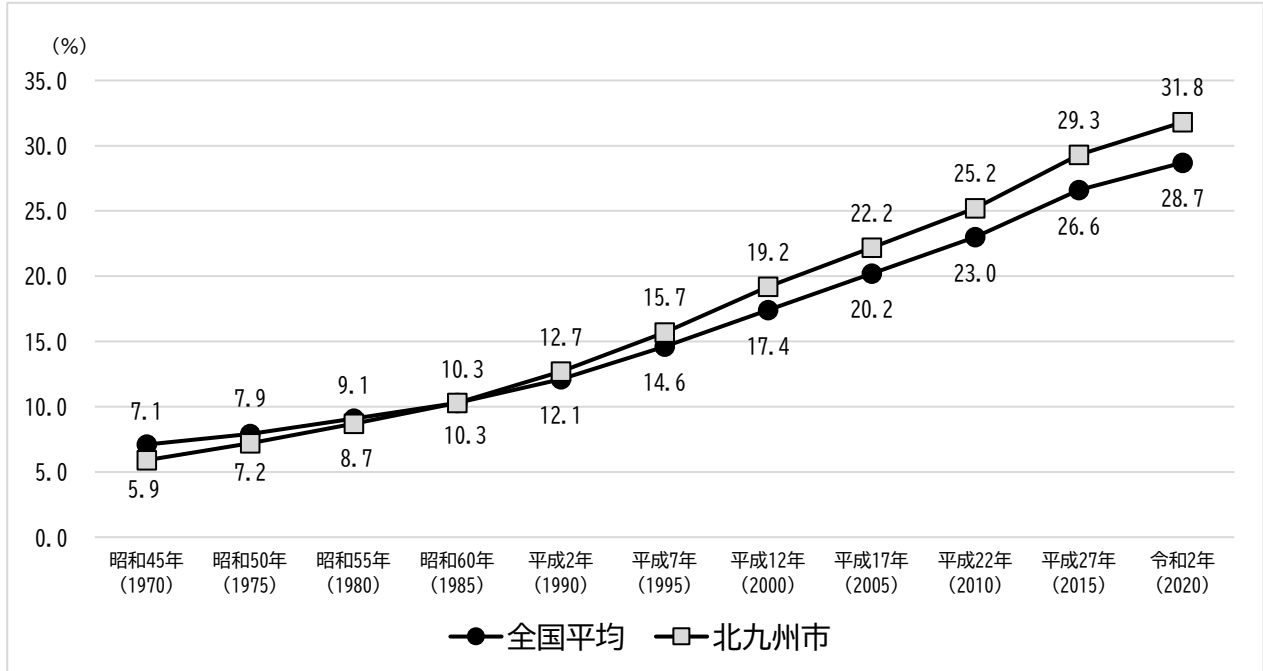


第4章 高齢者施策

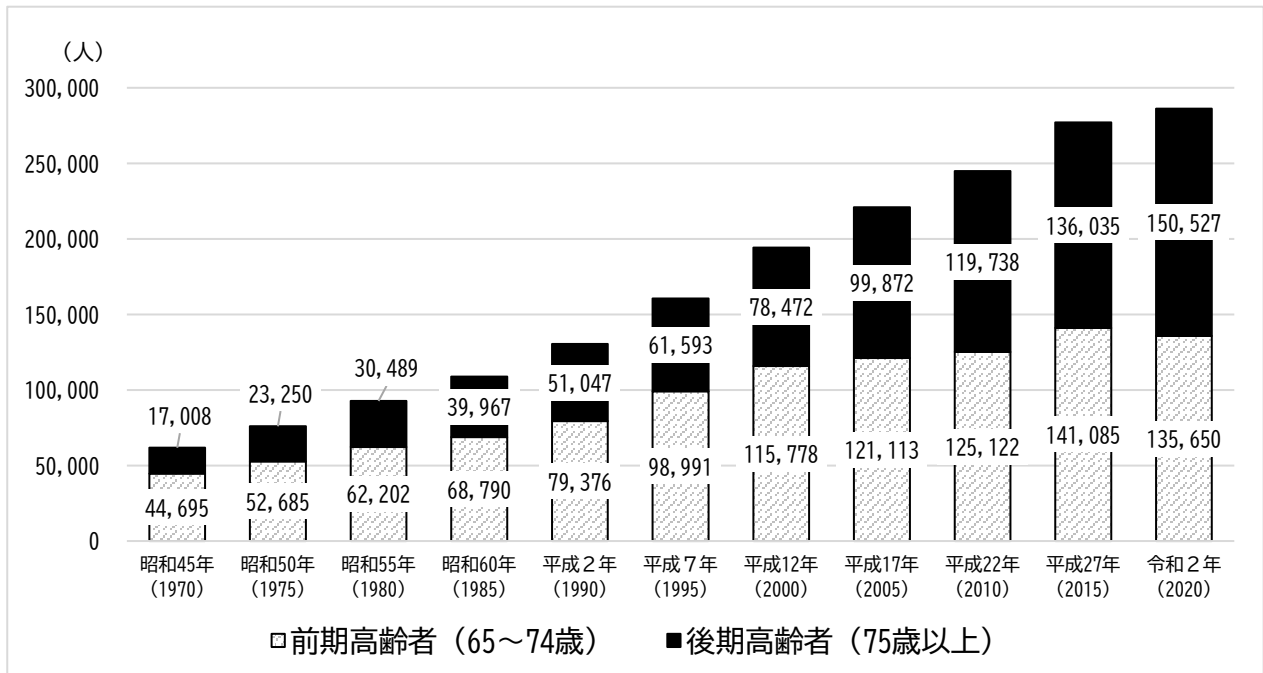
第1節 高齢者を取り巻く状況

◆高齢化率の推移（北九州市）



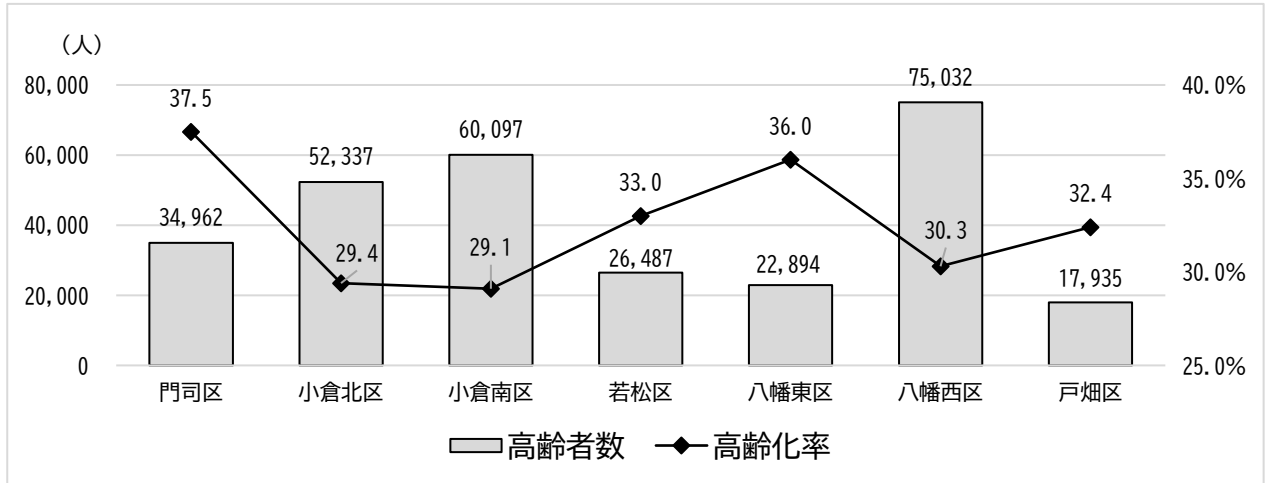
【出所】総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

◆前期・後期高齢者の人口推移（北九州市）



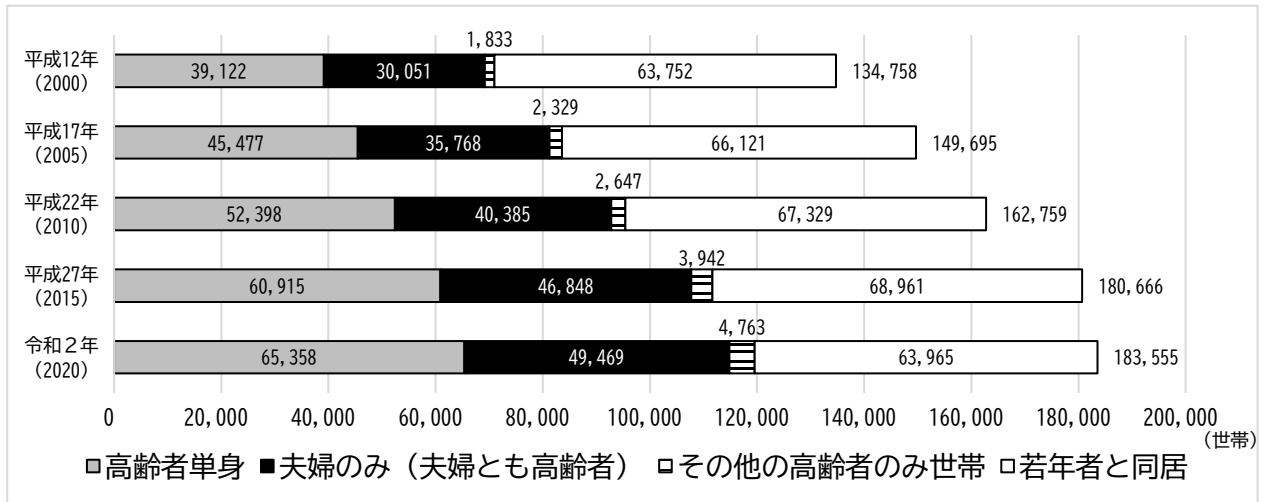
【出所】総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

◆高齢者人口・高齢化率（行政区別）



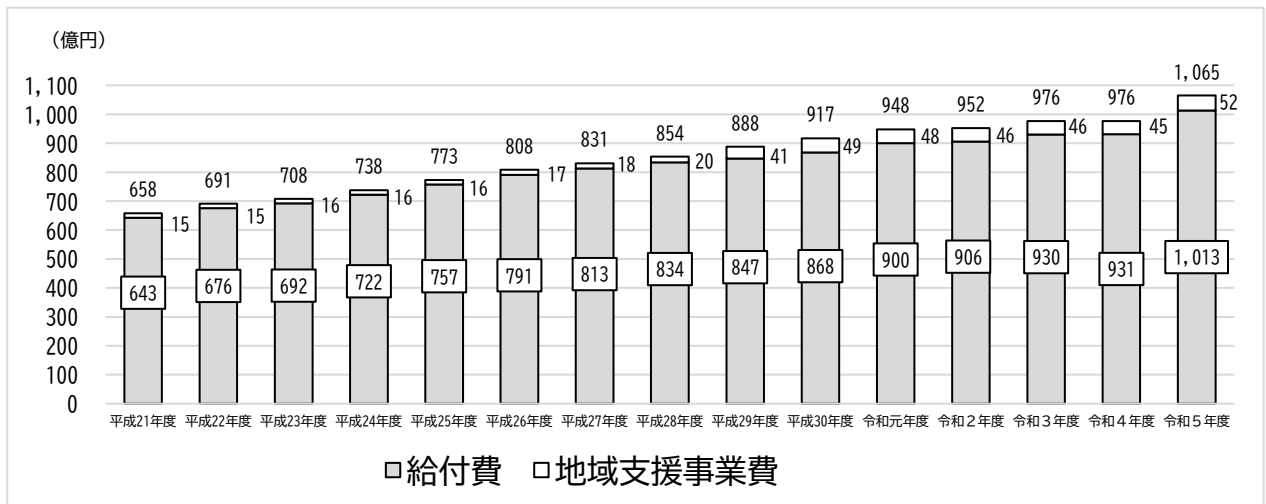
【出所】住民基本台帳（令和5（2023）年3月31日現在）

◆高齢者のいる世帯の家族類型別世帯数の推移（北九州市）



【出所】総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

◆本市の介護保険給付費等の推移



【出所】保健福祉局調べ ※平成21～令和4年度は決算額、令和5年度は予算額。

第2節 第2次北九州市いきいき長寿プラン

1 計画の概要〔長寿社会対策課〕

(1) 計画策定の趣旨

高齢化や人口減少という社会構造の変化、社会保障給付費の増加に対応するため、高齢者の意欲を増進し、高齢者が社会や経済の担い手・支える側として活躍の幅を広げ、様々な制度や仕組みを持続可能なものにする必要があります。また、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現を目指し、令和3(2021)年3月に「第2次北九州市いきいき長寿プラン」を策定しています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画で、「北九州市いきいき長寿プラン（平成30(2018)年度～令和2(2020)年度）」を引き継ぐ計画です。以下の内容を包含しています。

- ・老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」
- ・介護保険法に規定されている「介護保険事業計画（第8期）」
- ・厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、本市独自の方策を加えた、「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市オレンジプラン）」
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」

また、本計画は、本市の基本構想・基本計画に基づく分野別の計画であり、各福祉分野における共通的な事項を記載する「上位計画」である「北九州市の地域福祉」を基盤として策定しています。

(3) 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

※次期計画「（仮称）北九州市しあわせ長寿プラン（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度）を令和5(2023)年度に策定予定です。

(4) 計画の基本目標

高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～

※ 計画の策定の視点

- ① 高齢者の意欲の増進
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 感染防止対策・災害対応の備え

(5) 目標

目標① いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

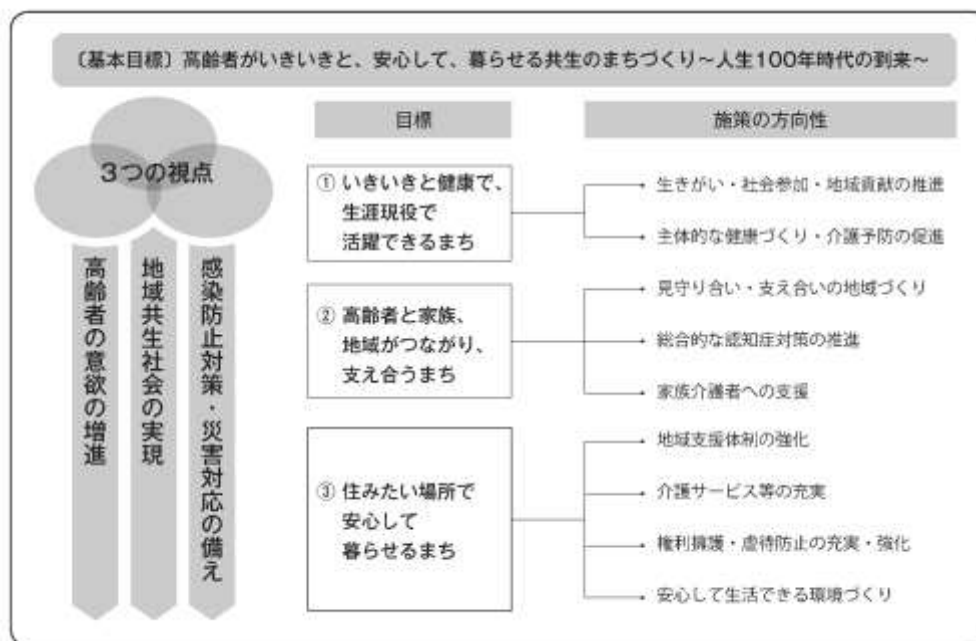
高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めます。

目標② 高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつコミュニティづくりを進めます。

目標③ 住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。



(6) 主要なサービスの現状と目標 【介護保険課】

◆主な施設・居住系サービスの整備目標（定員）

サービス名	令和4年度末	令和5年度末
	現状	目標
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,574人	5,687人
介護老人保健施設	2,840人	2,840人
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2,316人	2,406人

2 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 【長寿社会対策課】

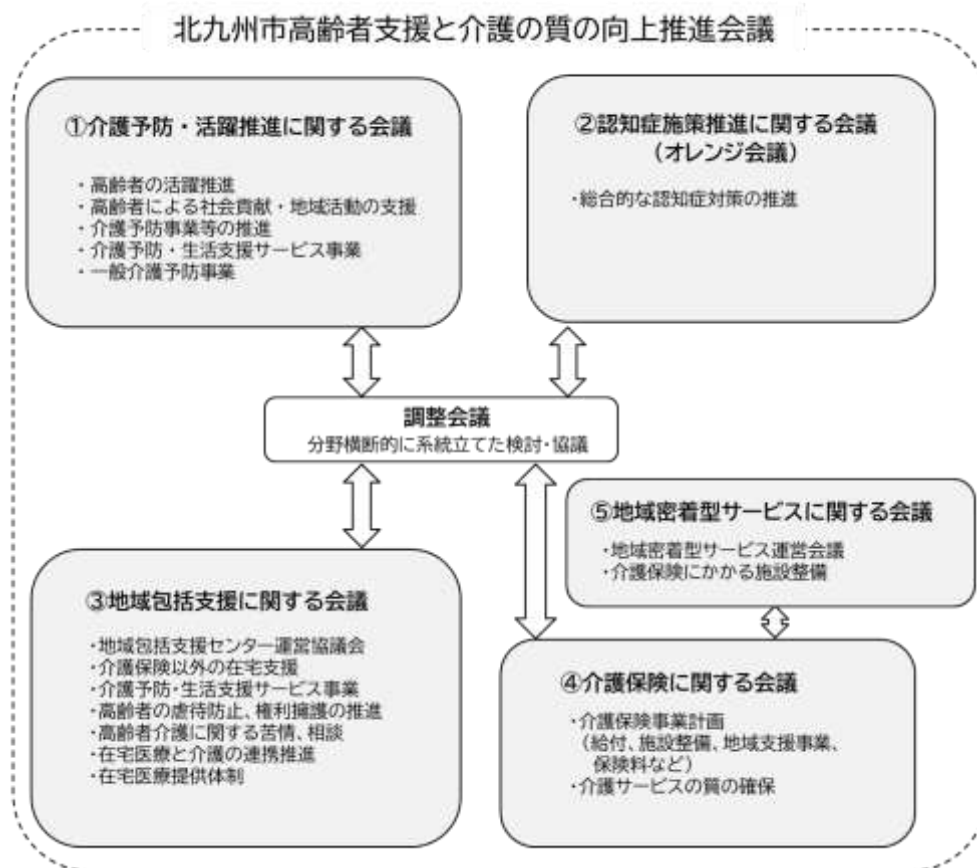
保健・医療・福祉・介護など総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聴くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催しています。

この会議は、市民代表、事業者や職能団体、地域における保健・医療・福祉関係者、学識経験者等から構成されており、よりきめ細やかな意見交換を行うため、分野ごとに分野別会議を設けています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会議開催数	16回	9回	9回

※分野別会議の開催回数を含む。



3 次期計画策定にあたっての調査について

【調査目的】北九州市に在住する高齢者等の保健福祉に関するニーズ、意識及び実態を把握することで、今後の高齢社会対策を進めるうえでの基礎資料を得ることを目的に実施。

【調査実施期間】令和4(2022)年12月16日～令和5(2023)年1月10日

【調査方法】 郵送配布・郵送回収法 ※若年者(40～64歳)については、インターネットによる回答も活用

【調査対象者等】(一般編、圏域(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)編)調査対象・人数・有効回答率

対象区分 (市内在住の65歳以上の者。ただし、若年者は除く)		調査人数	有効 回答数	有効 回答率
一般 編	■一般高齢者(要支援・要介護の者を除く)	3,000人	1,686人	56.2%
	■要支援・要介護の者 在宅高齢者	3,600人	1,230人	34.2%
	■要介護の者 施設入所者	600人	270人	45.0%
	■若年者(40～64歳)	3,000人	1,102人	36.7%
圏 域 編	■一般高齢者(要支援・要介護の者を除く)	5,000人	3,050人	61.0%
	■要支援者(要支援1及び2)	5,000人	3,071人	61.4%

※それぞれの区分ごとに、無作為抽出により調査対象者を選定。

【令和4年度北九州市高齢者等実態調査報告書】

<ホームページ><https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17300212.html>

【令和4年度北九州市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書】

<ホームページ><https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800530.html>

第3節 相談・支援体制

1 地域包括支援センター〔地域福祉推進課〕

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して続けることができるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行います。また、同センターを中心とした地域福祉ネットワークの構築を推進し、高齢者支援の情報や課題等を発信します。

【主な役割】

- ・高齢者の保健・医療・福祉・介護にかかる総合相談・支援
- ・高齢者の権利擁護・虐待防止
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・包括的・継続的ケアマネジメント

【北九州市の地域包括支援センター】

- ・高齢者人口や業務量を総合的に考え、市内に24の地域包括支援センターを設置
- ・高齢者の総合相談窓口として“出前主義”を徹底し、電話・来訪による相談はもちろん、地域関係者等からの相談・連絡・通報があった場合にも状況に応じて可能な限り出向いて相談を受付
- ・気軽に電話相談ができる「市民専用フリーダイヤル」を設置し、平日の夜間や休日における緊急の電話相談に対しても、社会福祉士などの資格を有する専門の相談員が対応
- ・随時、職員が通いの場等に出向き「高齢者いきいき相談」を開催
- ・高齢者権利擁護・虐待防止、認知症対策や介護予防などの課題に行政としての責任と権限を持って対応するため、市の直営により運営

【統括支援センター】

- ・地域包括支援センターをバックアップする統括支援センターを各区に設置（7ヶ所）
- ・地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例に対して協働で対応、支援・指導の実施
- ・地域包括支援センターの活動が地域で有効に機能するための関係団体・機関との連携強化

◆地域包括支援センターの利用状況（相談件数）

相談種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所	16,831件	17,914件	18,441件
訪問	42,950件	45,951件	47,316件
電話	155,548件	152,177件	156,725件
合計	215,329件	216,042件	222,482件

2 まちかど介護相談室〔地域福祉推進課〕

高齢者やその家族が、気軽に介護等の相談ができる拠点を増やすために、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会と市が協定を締結し、市内約50カ所の介護施設等に地域の身近な相談窓口として「まちかど介護相談室」を設置しています。各施設の職員が、無料で電話や面談で介護や介護予防等の相談に応じています。

なお、「まちかど介護相談室」の設置場所や相談受付日時等（土・日の相談も可能な施設あり）は、市のホームページや地域包括支援センターで一覧表をご覧ください。

3 高齢者・障害者あんしん法律相談 【長寿社会対策課】

さまざまな法律上の問題に総合的に対応するため、支援が必要な高齢者や障害のある人本人又はその家族などを対象に、「福岡県弁護士会北九州部会」の協力を得て、無料で法律相談を実施しています。

【対象者】

- ・おおよね 65 歳以上の支援が必要な高齢者・障害のある人又はその家族
- ・支援が必要な高齢者・障害のある人とのトラブルに巻き込まれている近隣住民

【窓口相談】

- ・日時：毎月第3木曜日の13：00～17：00（令和6（2024）年度より第2木曜日に実施）
- ・場所：各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
- ・対応者：弁護士、高齢者・障害者相談コーナー職員
- ・相談時間：30分～1時間

【出前法律相談】

「常時介護が必要であり、家を空けられない」、「体が弱っており、外出が困難」などの理由で、高齢者・障害者相談コーナーまで来ることができない人のうち、特に訪問が必要であると判断される場合、相談者の自宅等に直接出向き『出前法律相談』を行っています。（随時実施）

◆高齢者・障害者あんしん法律相談の利用状況（利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	103人	113人	120人
障害のある人	19人	17人	29人

4 高齢者等住宅相談 【長寿社会対策課】

北九州市すこやか住宅推進協議会から派遣された建築士と、理学療法士又は作業療法士などが協力し、高齢者や障害のある人等の心身の機能に配慮した、住まいの改良や住宅建築などについての専門的な相談に応じています。

【北九州市すこやか住宅推進協議会】

建築と医療・福祉の団体や個人が、それぞれの専門とする分野を越えて協力し合い、研修会の開催や情報誌の発行を通じて、高齢者や障害のある人の住まいのあり方を考えながら、「すこやか住宅」の普及を進めていく団体。

【窓口相談】

- ・日時：月～金の開庁時間（電話予約制）
- ・場所：各区役所高齢者・障害者相談コーナー
- ・対応者：建築士など

【訪問相談】

必要な場合には、専門のチーム（建築士、理学療法士または作業療法士など）が訪問し、手書きの図面などを作成して改造に関する具体的なアドバイスを行う。

◆高齢者住宅相談の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	125件	115件	91件

5 介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）〔地域リハビリテーション推進課〕

介護実習・普及センターは、1,000点を越える福祉用具を展示しており、実際に体験利用ができるほか、リハビリテーション専門職や介護福祉士等が、福祉用具の選び方や住環境の工夫、介護方法等についての相談支援を行っています。

必要に応じて、実際の生活場面である自宅や施設等にリハビリテーション専門職が訪問を行い、福祉用具の導入支援なども行っています。

また、日常生活の介護技術、排泄ケアなどの介護に関する講座や、福祉用具の活用に関する講座のほか、地域の活動グループ、教育機関や企業等からの要望に応じて、車椅子体験や高齢者疑似体験講座を開催し、市民や支援者の介護に関する知識や技術の普及を図っています。

【所在地】小倉北区馬借一丁目7-1（総合保健福祉センター1階）



◆介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数	9,904人	7,782人	11,234人
専門相談件数	2,528件	2,151件	2,537件
訪問件数	184件	264件	224件
講座・研修会開催回数	64回	69回	92回

6 高齢者排泄相談〔認知症支援・介護予防センター〕

（1）総合相談事業

主に尿もれや頻尿、尿失禁、おむつの選び方・使い方など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族をはじめ、かかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口を福祉用具プラザ北九州に設置し、随時相談を受け付けています。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。

【排泄ケア電話相談「さわやか相談ダイヤル0620」】

- ・受付：月曜日～金曜日（祝・休日・年末・年始休み）午前9時30分～午後4時30分
- ・対応者：専門相談員

【排泄ケア相談会「さわやか相談会0620」】

- ・開催日時：奇数月の原則第3日曜日 午前10時～12時（要予約）1人あたり20分程度
- ・対応者：泌尿器科専門医及び専門相談員

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	253件	212件	200件

(2) 専門相談支援事業

排泄ケア相談に関するスーパーバイズ機能を有し、総合相談では対応できない専門医療相談への対応や、泌尿器科の医師・リハビリ専門職等による尿もれ予防相談会を開催しています。

◆尿もれ予防相談会の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	57人	47人	35人

7 在宅医療・介護連携支援センター〔地域医療課〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の関係機関等の連携を推進するための在宅医療サービスのコーディネーター拠点となる「在宅医療・介護連携支援センター」を市内5か所の地区医師会に設置しています。

「在宅医療・介護連携支援センター」では、専門の相談員が、医療・介護・福祉関係者からの在宅医療に関する相談対応や、地域の医療関係者、介護関係者の顔の見える関係づくりを目的とした研修会の開催、地域住民の方への在宅医療・介護に関する普及啓発などの業務を行っています。

◆在宅医療・介護連携支援センターの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門職からの相談対応	436件	421件	359件
多職種連携研修会	3回	11回	12回
在宅医療・介護従事者研修会	3回	18回	12回
普及啓発活動（講演会等）	99回	39回	51回

8 地域リハビリテーション支援センター〔地域リハビリテーション推進課〕

全市的に地域リハビリテーションの推進を図るための拠点として、令和3(2021)年4月に市内2か所に「北九州市地域リハビリテーション支援センター」を設置し、リハビリテーションに関する相談支援、関係者の人材育成・活用、ネットワークづくり、地域における介護予防の取組みの充実などに取り組んでいます。

また「地域リハビリテーション協力機関」（40か所：令和5(2023)年10月1日現在）が、地域リハビリテーション支援センターと協働して、所属するリハビリテーション専門職を地域の様々な活動（地域ケア個別会議や地域の介護予防活動など）に派遣し、技術や知識等を地域に届けることによって、地域全体がつながり協力し合う仕組みづくりを目指します。

◆北九州市地域リハビリテーション支援センターへの相談実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	399件	440件	430件
うち訪問件数	268件	296件	362件

◆地域リハビリテーション協力機関の登録および派遣実績

・登録機関数（令和3(2021)年8月から登録開始）

令和3(2021)年度：17機関、令和4(2022)年度：25機関、令和5(2023)年10月現在：40機関

・令和4(2022)年度派遣実績

- ①地域ケア個別会議（主催：地域包括支援センター）へのアドバイザー出務：131名（19機関）
- ②協力機関連携会議（年3回開催）への出務：101名（23機関）

9 介護サービス相談員 【介護保険課】

介護サービスの現場に研修を受けた相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞き、相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安の解消を図りながら、派遣を受けた特別養護老人ホームや老人保健施設等における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

本市では、北九州市社会福祉協議会に委託し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、グループホーム、介護療養型医療施設、住宅型有料老人ホームへの派遣を行っています。

◆介護サービス相談員の派遣件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別養護老人ホーム	35件	34件	32件
老人保健施設	9件	8件	8件
小規模多機能型居宅介護事業所	10件	10件	8件
グループホーム	39件	38件	32件
介護療養型医療施設	2件	2件	2件
住宅型有料老人ホーム	-	-	5件
合計	95件	92件	87件

10 高齢者のためのサービスガイド 【長寿社会対策課】

高齢者を対象とした各種サービスを、高齢者に関わる人々に知っていただくために、「高齢者のためのサービスガイド」を作成し、市のホームページに掲載しています。（ダウンロード可）

【高齢者のためのサービスガイド】

<ホームページ>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0339.html

第4節 健康づくり・介護予防

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと自分らしい生活を送るためには、健康づくりや生活習慣の改善、フレイル（加齢に伴い体力や社会性が衰えた状態のこと。適切な対応で元に戻ることが可能）の改善に取り組むことによって、介護が必要な状態になることを防いだり、もし介護が必要になってもそれ以上悪化しないように早期の対策を打つ介護予防の取り組みが重要です。

市民が生涯を通じて身近な地域で各自のライフスタイルに応じた健康づくり・介護予防活動を継続できるよう、普及啓発や地域が主体となった活動の支援等に取り組めます。

1 介護予防に関する普及・啓発 【認知症支援・介護予防センター】

介護予防に関する正しい知識を普及啓発するため、リーフレット等の作成・配布、ホームページ等様々な媒体を活用した情報発信、個別の相談会や有識者による講演会等を開催します。

2 高齢者のための筋力向上トレーニング啓発教室 【認知症支援・介護予防センター】

高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう、器具を用いず自宅できるストレッチや運動方法等を指導し、介護予防の重要性の普及・啓発を図ります。（年2期・各区2～4教室、市内スポーツクラブ等）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	396回	396回	395回
延参加者数	4,988人	5,542人	5,643人

3 百万人の介護予防事業 【認知症支援・介護予防センター】

(1) ひまわり太極拳教室

本市オリジナルの12の型から成る介護予防太極拳（ひまわり太極拳）の普及教室を実施します。

ストレッチやつま先を上げる動きなどを中心に全身の筋力アップや介護予防に役立つ動きが取り入れられています。（各区1教室、市施設等）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	32回	28回	28回
延参加者数	308人	247人	299人

(2) きたきゅう体操教室

本市オリジナルの20の体操から成る介護予防体操（きたきゅう体操）の普及教室を実施します。

誰もが気軽に取り組み、日常生活に必要な筋力やバランス力アップなどが図れます。（各区1教室、市施設等）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	24回	21回	28回
延参加者数	308人	130人	196人

4 高齢者食生活改善事業 [認知症支援・介護予防センター]

高齢者の低栄養予防のため、「食べること」をとおして介護予防の重要性や正しい知識と技術を普及・啓発しています。

(1) 元気で長生き食卓相談

毎月1回各区役所にて管理栄養士が個々の食生活のチェックを行い、栄養改善に関する個別相談を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	37回	43回	83回
延参加者数	127人	145人	211人

(2) おいしく食べて元気もりもり教室

サロン等地域活動の場において、管理栄養士が食生活の見直しや改善に関する講話・演習を実施しています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	70回	78回	138回
延参加者数	963人	1,597人	2,966人

(3) シニア料理教室

各区役所等において管理栄養士が、高齢者の食事についての講話と基本的な料理の実習・実演を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	17回	20回	60回
延参加者数	293人	328人	1,944人

(4) 認知症支援・介護予防センターにおける栄養ラボ事業

高齢者の低栄養予防や、生活習慣病の発症および重症化予防のため、「食」をテーマに栄養や口腔、お薬などに関する相談や講演会を行っています。

◆実施状況

	令和3年度			令和4年度		
	個別相談+ミニ講話	講演会	健康フェア	個別相談+ミニ講話	講演会	健康フェア
延開催回数	7回	6回	1回	9回	9回	2回
延参加者数	112人	108人	192人	138人	190人	238人

(5) ふれあい昼食交流会

一人暮らしなどの高齢者を対象とした昼食会を実施し、楽しみながら食生活改善へ向けた取り組みを行うとともに、地域住民の交流・ふれあいの場を提供しています。令和4(2022)年度は97会場で開催され、高齢者に大変好評です。

食生活改善推進員協議会が主体で行っており、市では献立作成や栄養相談等の支援を行っています。

【対象者】65歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の人

【実施場所】市民センター、公民館など

【サービス内容】

- ・昼食の提供：高齢者向けのモデル献立（塩分控えめ野菜たっぷり）
- ・健康に関する指導・相談：栄養相談、栄養講和
- ・レクリエーション：踊り、ゲームなど

◆実施状況

区 分	2年度	3年度	4年度	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
開催回数	119	348	879	64	174	141	88	131	175	106
参加人数	2,044	7,065	18,278	1,368	3,383	3,047	1,755	2,798	3,725	2,202
会場数	105	103	97	7	18	16	10	12	24	10

【食生活改善推進員】

「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、地域で食生活改善のボランティアを行う人のことで、各区に食生活改善推進員協議会が組織され、いろいろな食生活改善事業を行っています。

食生活改善推進員になるためには、各区役所で開催している「食生活改善推進員養成教室」を受講し、所定の回数を修了することとしています。

5 お口の元気度アップ事業 【認知症支援・介護予防センター】

高齢者の食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防、気道感染予防のため、口腔機能の維持・向上の重要性や正しい知識と技術を普及・啓発しています。

(1) 健口（けんこう）相談（お口の元気度チェック）

高齢者の口腔機能を維持・向上させるため、地域のイベント等において、歯科医師などが助言・指導します。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	0回	2回	3回
延参加者数	0人	31人	83人

(2) 健口（けんこう）ストレッチ講座

地域の高齢者サロン等において、歯科衛生士が口腔機能の維持・向上に関する健康教育を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	45回	67回	161回
延参加者数	737人	1,371人	3,745人

6 高齢者尿失禁予防事業【認知症支援・介護予防センター】

地域や団体等からの依頼に応じて、専門の講師を高齢者サロン等に派遣し、尿もれ予防に関する正しい知識の普及や体操を紹介する体験会を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	7回	13回	15回
延参加者数	104人	204人	202人

7 公園で健康づくり事業【認知症支援・介護予防センター】

リハビリテーションの専門家が監修した健康遊具が設置された公園で、正しい使用方法や運動方法を指導する教室や体験会等を実施します。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施公園数	13	13	12
延開催回数	26回	19回	18回
延参加者数	265人	301人	233人



8 地域リハビリテーション活動支援事業（運動器）【認知症支援・介護予防センター】

地域における介護予防の取組みを支援するために、地域活動の場へリハ専門職が出向き、自立支援と地域づくりの視点から、介護予防運動など効果的な介護予防技術を伝達します。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延開催回数	55回	87回	116回
延参加者数	674人	1,001人	1,552人



9 地域交流支援通所事業【長寿社会対策課】

要介護状態等となるおそれが高い高齢者などへ運動・栄養・口腔ケアの総合的なプログラムによりできるだけ自立した状態が続くよう市内50か所の市民センターにおいてサービスを提供します。

【対象者】「要介護認定で非該当と判定された人、65歳以上で閉じこもりがちなひとり暮らしの人等

【利用時間】3時間程度

【利用回数】週2回

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用者数	24,427人	28,845人	38,729人

※令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業休止期間あり。

10 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【健康推進課】

高齢者は、加齢に伴う虚弱な状態である「フレイル」と複数の慢性疾患が混在し、健康状態や生活機能、生活背景の個人差が大きい特徴があります。令和2(2020)年度から福岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者の心身の特性をふまえ生活習慣病の重症化予防と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指し「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいます。

取組みにおいては、健診の有所見のある者（血圧、血糖、腎機能、心房細動）について、個別的支援を行うハイリスクアプローチと地域の通いの場等へ医療専門職が支援を行うポピュレーションアプローチを行っています。

◆後期高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後期高齢者健診受診者	351人	486人	362人
特定健診受診者 (75歳到達者)	136人	103人	96人

◆通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康教育・健康相談	箇所数	143回	356回	416回
	参加者数	4,656人	12,049人	17,170人
健康状態の把握	箇所数	92回	110回	183回
	参加者数	1,138人	1,840人	2,948人

第5節 生きがい・社会参加・地域貢献

1 多様な社会参加を支援する環境づくり

(1) 年長者研修大学校 【長寿社会対策課】

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、教養・趣味・健康づくりなどの研修を行っています。

① 周望学舎

研修室4室・大研修室・実技室・体育館などがあります。健康管理を考えるコースやコミュニティリーダーについて学ぶコースなどの他、花と野菜づくりコースや写真入門などの実技コースもあります。

【所在地】小倉北区新高田二丁目29-1

② 穴生学舎

研修室3室、音楽室、図書室、ボランティアルームなどがあります。年長者の暮らし方を学び、楽しく元気に過ごすための知識を身につけるシニアライフデザインコースや軽スポーツ等を通じて健康維持を図る健康スポーツコースなどの他、やさしい英会話コースや絵画入門コースなどの実技コースもあります。

【所在地】八幡西区鉄竜一丁目5-1

◆年長者研修大学校の利用状況（延人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
周望学舎	男	3,863人	6,669人	10,234人
	女	4,678人	9,537人	13,866人
	計	8,541人	16,206人	24,100人
穴生学舎	男	4,381人	6,626人	10,218人
	女	4,651人	8,680人	13,108人
	計	9,032人	15,306人	23,326人
合計		17,573人	31,512人	47,426人

注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の期間は研修中止または休校措置を実施した。

- ・令和2(2020)年4月から9月
- ・令和3(2021)年5月10日から6月27日及び8月7日から9月30日まで



▲周望学舎



▲穴生学舎

(2) 北九州穴生ドーム 【長寿社会対策課】

スポーツや各種イベントを通じて、高齢者をはじめ、市民の健康づくりや世代間交流の促進を図ることを目的としたドーム式グラウンドです。

【所在地】八幡西区鉄竜一丁目5-2

◆穴生ドームの延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専用利用	13,956人	8,279人	690人
個人利用	17,222人	426人	0人
早朝開放	2,934人	209人	0人
その他	3,385人	1,522人	3,062人
合計	37,497人	10,436人	3,752人

注：1 その他項目には他施設を利用した主催事業等の参加者を含む。

注：2 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、下記の期間は臨時休館した。

令和2(2020)年度：約3か月半、令和3(2021)年度：約10か月半

令和4(2022)年度：8日間を除き、約1年間ワクチン接種会場として利用。

(3) 生涯学習総合センター 【市民文化スポーツ局 生涯学習総合センター】

生涯学習に関する人材育成・調査研究及び学習情報の収集・提供、生涯学習の場の提供等を行う生涯学習の拠点として、生涯学習総合センターを設置しています。当センターでは、「北九州市民カレッジ」、「地域における女性リーダー育成セミナー」等の開催、センターだより「まいなび21」の発行などによる学習情報の提供などを通じて生涯学習を推進しています。

【所在地】小倉北区大門一丁目6-43

また、コムシティ内の八幡西生涯学習総合センターでは、貸館業務に加え、生涯学習事業や「気ままにセミナー」等「ひとみらいプレイス」としての人材育成事業などを実施しています。

各区にも生涯学習の場として「生涯学習センター」を設置しています。

(4) 年長者いこいの家 【長寿社会対策課】

地域の高齢者の教養の向上やレクリエーション活動を通じた心身の健康増進、生きがいづくりの促進を図るための施設です。

運営・管理は地元住民で組織された「年長者いこいの家運営委員会」が行っています。

公共施設マネジメント実行計画に基づき、原則として、市での建替や新設は行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約を目指します。

◆各別設置状況（令和5年4月現在）

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
公立	13	29	27	14	13	41	14	151
私立	1	0	5	3	0	2	0	11
計	14	29	32	17	13	43	14	162

(5) 老人福祉センター（まつがえ荘）〔長寿社会対策課〕

高齢者の健康の増進、機能回復訓練、レクリエーションのための場として、入浴設備のある新門司老人福祉センター（まつがえ荘）を運営しています。

【対象者】60歳以上の人

【所在地】門司区新門司三丁目5番

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用者数	21,484人	22,893人	32,455人

(6) 老人クラブ活動支援〔長寿社会対策課〕

老人クラブにおける会員の教養の向上、健康増進活動や地域活動などを促進するとともに、老人クラブを指導、育成する市・区老人クラブ連合会の活動を支援しています。

また、高齢者が地域社会の一員として積極的な役割を果たすことを目的とした、友愛訪問活動、施設訪問活動、文化伝承創造活動等に対しても支援しています。

◆支援の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ数	873	869	865
会員数	34,571人	33,361人	32,452人
支援額	75,057千円	76,048千円	77,974千円

(7) 年長者施設利用料減免〔長寿社会対策課〕

高齢者の社会参加を促進し、健康づくりや生きがいづくりを支援するために市立の文化施設や体育施設等を割引で利用できます。

施設利用の際は、公的機関が発行した65歳以上の市民であることを確認できる証明書を提示してください（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等）。

【対象者】65歳以上の市民

【対象施設】美術館、小倉城、松本清張記念館、体育館、プールなど

※福岡市・下関市・熊本市・鹿児島市の一部の施設でも利用可能です。

※平成31(2019)年4月から「年長者施設利用証」の新規・再交付を廃止しました。既に交付済のものに関しては、そのまま利用できる施設もあります。

(8) 年長者の祭典〔長寿社会対策課〕

年長者の祭典は、敬老行事の一環として、高齢者の長寿をお祝いするとともに、高齢社会について考える契機とするため、毎年9月に実施しています。

祭典では、表彰等を中心とした式典や記念講演などを行います。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	9人	16人	428人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、令和2、3年度については規模を縮小し、式典のみ開催。

(9) 全国健康福祉祭への北九州市選手団の派遣 [長寿社会対策課]

各種スポーツやイベントを通じて、積極的な仲間づくりや交流の輪を広げるとともに、生きがいづくり、健康づくりへの理解を深め、明るく活力ある長寿社会づくりを推進するために開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に北九州市選手団を派遣しています。

【派遣種目】（令和4（2022）年度 神奈川・横浜・川崎・相模原大会）

卓球、テニス、ゲートボール、剣道、グラウンド・ゴルフ、サッカー、ソフトバレーボール、太極拳、健康マージャン（全9種目）

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣人数	0人	0人	75人

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(10) 高齢者へのデジタル普及 [長寿社会対策課]

高齢者にスマートフォンやタブレット等のデジタル機器の利用を促進するため、講座を実施するなど、高齢者のデジタル技術のスキルアップを図ります。

令和5（2023）年2月、市内2カ所（周望学舎：小倉北区、穴生学舎：八幡西区）において、高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材育成の取組みとして、「デジタル支援員養成講座」を実施しました。

地域におけるデジタル支援員としての活動を目指して、引き続きフォローアップ等を行っていきます。

【参加状況】周望学舎：19名、穴生学舎：21名 計40名

2 社会貢献・就労支援

(1) いきがい活動支援事業 [長寿社会対策課]

高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供を行う“いきがい活動ステーション”を開設しています。

【運営】特定非営利活動法人 里山を考える会

【所在地】小倉北区魚町三丁目3-20 中屋ビル地下1階 北九州まなびとESDステーション内
穴生サテライトステーション：八幡西区鉄竜一丁目5-1 穴生学舎内

【主な相談内容】・いきがいづくりに関する情報提供
・活動をしたい人とボランティア団体等とのマッチング

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	1,042人	2,438人	5,531人
マッチング件数	6件	75件	92件

(2) 生涯現役夢追塾 [長寿社会対策課]

これまで培ってきた技術や経験、能力や人脈などを生かし、経済活動や社会貢献活動などを生かし、経済活動や社会貢献活動などの担い手として生涯現役で活躍していく人材の育成を行います。

【講座内容】

前期課程：信頼関係構築や組織づくりなど、地域デビューのための手法を学びます。

後期課程：メンバー同士で協力し、プロジェクトを進めることで、総合的な課題解決能力を身に付けます。

【対象者】生涯現役を目指す意欲あふれる 50 歳以上の方。

令和 4 (2022) 年度は、第 17 期生として、10 名が卒塾。

【受講期間】原則、6 月から翌年 3 月までの 10 か月間

【受講時間】18 時 30 分から 20 時まで（概ね週 1 回）※曜日によって異なる場合があります。

【受講場所】北九州まなびと ESD ステーション等

【受講料】年間 5 万円

◆実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受講者数	5 人	4 人	11 人

(3) 周望学舎シルバーク [長寿社会対策課]

豊かな経験や技術を持つ高齢者を登録し、援助を必要とする社会福祉施設、学校、家庭、地域に派遣し、様々な活動を実施しています。

【所在地】小倉北区新高田二丁目 29-11 周望学舎内

【活動内容】

- ・友愛活動（活動実績：442 人）：福祉施設入居者とのふれあい交流等
- ・子育て支援・伝承活動等（活動実績：501 人）：子どもたちへの昔遊び、文化、生活の伝承等

【会員数】232 名

◆周望学舎シルバーク事業実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
派遣回数	373 回	394 回	442 回
派遣者数	847 人	855 人	501 人

(4) 介護支援ボランティア事業 [介護保険課]

65 歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し、貯まったポイントは換金や寄付することができます。

◆実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録者数	2,067 人	2,005 人	1,967 人
活動者数 (年末時点)	674 人	108 人	142 人
活動回数 (年末時点)	5,035 回	3,122 回	3,692 回
換金・寄付額	634,200 円	249,200 円	346,600 円

(5) 北九州市シルバー人材センター [産業経済局 雇用政策課]

事業所や家庭などから臨時・短期的・その他軽易な仕事の依頼を受け、健康で働く意欲のある高齢者（会員）に就業の場を提供し、その生きがいと社会参加を促進しています。

【所在地】小倉北区片野新町一丁目1-6

【会員資格】市内に居住する60歳以上の人

【依頼できる仕事】

- ・サービス群（家事手伝い、子守などの育児支援、高齢者の介助、高齢者の話し相手など）
- ・技能群（植木の剪定、簡単な大工仕事、リフォームなど）
- ・事務群（賞状書き、宛名書（毛筆）、受付事務、発送事務など）
- ・管理群（駐車場・駐輪場の管理、宿日直等施設管理、物品管理など）
- ・一般作業群（除草、清掃、商品整理など）
- ・技術群（パソコン指導、ホームページ作成など）
- ・人材派遣業務（工場内軽作業、スーパー等品出し業務など）

【ワンコインサービス事業】

65歳以上の高齢者及び身体障害者のみの世帯を対象に、朝のゴミ出し、電球の交換、簡単な買い物等といったサービスを100円又は500円のワンコインで引き受けます。

【親孝行代行サービス事業】

ご両親等と離れて暮らしているご家族に代わって、日常生活のちょっとした困り事をシルバー人材センターがお手伝いします。

◆シルバー人材センター事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	2,766人	2,624人	2,663人
男性	1,793人	1,672人	1,694人
女性	973人	952人	969人
就業人員	2,204人	2,122人	2,133人
就業率	79.7%	80.9%	80.1%
就業延人員	204,859人	201,582人	200,312人
受注件数	18,966件	18,740件	18,230件
受注金額	1,027,365千円	1,029,194千円	1,045,520千円

※請負+派遣の数字

(6) 高齢者就業支援センター [産業経済局 雇用政策課]

高齢者就業支援センターでは、概ね50歳以上を対象に就業相談や、各種講座・セミナー等を実施するとともに、シニア・ハローワーク戸畑等の関係機関と連携して、多様なニーズにワンストップで対応しています。

【センター内の併設窓口】

- ・シルバー人材センター入会案内窓口
- ・はつ・らつ・コミュニティ北九州（福岡県高齢者能力活用センター）

【所在地】戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階

【主な相談内容】一般就業相談、各種講座の実施など

◆高年齢者就業支援センター事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	9,085人	9,792人	8,644人
就職者数	1,073人	1,138人	1,161人

第6節 認知症対策の充実・強化

1 北九州市オレンジプラン〔認知症支援・介護予防センター〕

(1) 計画策定の趣旨

① これまでの本市の取組み

北九州市の認知症高齢者等は、約4万人と推計されており、これは高齢者の7人に1人の割合で認知症の症状がみられることとなります。

今後も高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等はさらに増えることが見込まれており、認知症に関する取組みは喫緊の課題となっています。

本市では、これまで、平成27(2015)年3月に「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市版オレンジプラン）」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に総合的な認知症施策を推進してきました。その後、平成30(2018)年3月に北九州市版のオレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する（普及啓発）、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する（支援体制）、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する（意向尊重）を基本方針としました。さらに、令和3(2021)年3月には基本方針は前期の市オレンジプランの考え方を引き継ぎながら、令和元年に国がとりまとめた「認知症施策推進大綱」や、コロナ禍による社会情勢の変化などを踏まえた改訂を行い、さらなる認知症施策の推進に取り組んできました。

また、次期高齢者プラン「（仮称）北九州市しあわせ長寿プラン」（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度）の策定に合わせ、本プランも令和5年度に改訂予定です。

② 国の動き

一方、国においては、平成24(2012)年9月に「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」を公表、平成27(2015)年1月には、「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」を策定しました。また、平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方は法律上に位置づけられました。さらに、令和元(2019)年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。

大綱では、認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

また、国においては、認知症施策の基本理念や地方公共団体の責務、市町村による認知症施策推進計画の策定の努力義務などを法的に規定した認知症基本法案の審議も行われています。

(2) 計画の位置づけ

① 国の計画との関係

この計画は、国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」で示された考え方を踏まえ、本市独自の方策を加えた、認知症施策の基本的方向を示すものです。

② 法定計画との関係

この計画は、介護保険法（第117条）に規定されている「介護保険事業計画（第8期）」、老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した「第2次北九州市いきいき長寿プラン」のうち、認知症施策に関する内容をまとめたものです。

（3）計画期間

この計画の対象期間は、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」の計画期間同様に、地域包括ケアシステムの実現を目指す令和7（2025）年までとします。

また、各種事業の目標設定年度は、介護保険の事業計画期間を踏まえ、令和5（2023）年度末を当面の目標年度とします。

（4）基本理念

市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』

（5）基本目標

7つの柱を設け、認知症に対する正しい知識の習得や、認知症の方やその家族をはじめ、すべての市民にとって暮らしやすい都市を目指し、取組みを推進

（6）基本的な施策

施策1 認知症への理解を深め「やさしい地域づくり」の推進

主な取り組み：認知症サポーターの養成

認知症に関する普及啓発

施策2 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

主な取り組み：ものわすれ外来の設置

認知症対応力の向上のための研修

施策3 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

主な取り組み：認知症・介護家族コールセンターの運営

認知症行方不明者への対応（位置探索サービス事業 等）

施策4 認知症予防の充実・強化

主な取り組み：生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施

介護予防・健康づくり教室等の開催

施策5 若年性認知症施策の強化

主な取り組み：若年性認知症支援コーディネーターの配置

若年性認知症に関するハンドブック等の作成・配付

施策6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

主な取り組み：北九州市オレンジ会議の開催

施策7 権利擁護・虐待防止の充実・強化

主な取り組み：成年後見制度の利用促進

高齢者虐待対応職員のレベルアップ

2 予防、早期発見・対応 [認知症支援・介護予防センター]

(1) 地域認知症・介護予防活動支援事業の実施

地域の通いの場等において、認知症予防を含めた生活習慣病の予防や介護予防について健康教育や健康相談を実施しています。

また、地域での自主的な予防活動が継続できるよう支援します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度
実施回数	150回	153回
参加者数	1,921人	2,445人

(2) 「ものわすれ外来」の設置

市内63医療機関の協力を得て「ものわすれ外来」を設置し、認知症の早期発見・早期対応に努めています。「ものわすれ外来」では、診察のほか相談や助言、必要に応じて、かかりつけ医や家族等への情報提供や助言、専門医療機関の紹介などを行います。

◆「ものわすれ外来」協力医療機関：63機関（令和4(2022)年6月1日現在）

【各区の内訳（数）】

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
医療機関数	4	10	11	9	8	14	7

(3) 認知症疾患医療センターの設置

認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、平成20(2008)年度から設置した「認知症疾患医療センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期医療、専門医療相談、研修等を実施します。また、同センターに配置された連携担当者により、福祉・介護の担当者との連携を促進し、地域における認知症ケア体制の強化を図っています。

【地域型】小倉蒲生病院：小倉南区蒲生五丁目5番1号

産業医科大学病院：八幡西区医生ヶ丘1番1号

【連携型】三原デイケア+クリニック りぼん・りぼん：小倉北区宇佐町一丁目9番30号

たつのおとしごクリニック：八幡東区大蔵三丁目2番1号

◆認知症疾患医療センターの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来件数	23,709件	23,258件	23,767件
鑑別診断数	700件	836件	751件
入院件数	146件	134件	156件
専門医療相談件数	2,139件	2,373件	2,385件

3 家族支援 [認知症支援・介護予防センター]

(1) 認知症・介護家族コールセンターの設置

認知症の人や家族・高齢者を介護している家族への精神面での支援や情報提供を行うため、本人や家族がかかえる不安・悩みなどを電話で相談できるコールセンターを設置しています。

【電話番号】 0120-142-786 または 093-522-0150

【受付時間】 火～土曜日（祝・休日、年末年始は休み） 午前10時～午後3時

【対応者】 介護経験者

【相談料】 無料

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ相談者数	240人	224人	298人

(2) 認知症介護家族交流会

認知症の方を介護している家族が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学びあうための交流会を実施しています。年6回奇数月13時～15時、総合保健福祉センター等で実施。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ参加者数	47人	22人	46人

(3) 若年性認知症介護家族交流会

若年性認知症の方を介護している家族（本人含む）が集まり、ともに考え励ましあい、認知症や介護について学びあうための交流会を実施しています。年6回偶数月13時～15時、総合保健福祉センター等で実施。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ参加者数	20人	17人	41人

(4) 高齢者見守りサポーター派遣事業

認知症等により見守りが必要な高齢者を在宅で介護する家族への支援の充実を図るため、認知症や、接遇の基礎、緊急時の連絡等に関する研修をうけた、見守りサポーターが高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。

【対象者】 認知症等により見守りが必要と判断される高齢者を介護している家族や認知症等により見守りが必要な高齢者

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	34人	29人	29人
利用者数	10人	11人	15人
利用回数	200回	105回	132回

(5) 「介護マーク」の配付

外出先で介護中であることを示す「介護マーク」を配付します。「介護マーク」は介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないように使用するものです。

【使用例】 男性介護者がトイレ介助のため、女性トイレに入るときなど

【交付場所】 各区保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
又は各地域包括支援センター



◀介護マーク

4 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援 [認知症支援・介護予防センター]

(1) 認知症サポーターキャラバン事業

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症を理解して、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。

【認知症サポーター養成講座について】

自治会・校区社協・老人クラブなどの地域団体の会合、企業や商店などの研修などにキャラバンメイト（講師）が出向き講座を行います。

【講座内容90分（応相談）】

- ・認知症とはどういうものか ・認知症の症状と予防 ・認知症の人と接するときの心構え
- ・介護家族の気持ち ・高齢者の権利擁護 等

◆実施状況

	～令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
認知症サポーター養成数	95,423人	1,776人	2,962人	100,161人

(2) 認知症に関する市民啓発事業の開催

多くの市民に、認知症を身近な問題として考え、理解を深めてもらうため、「世界アルツハイマーデー（9/21）」を含む9月1か月間を「認知症啓発月間」と位置づけ、様々な啓発事業を開催しています。

◆参加者数

イベント	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民向け講座	中止	中止	33人
認知症にやさしい図書館	-	-	26人

※市民向け公開講座は、令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

※認知症にやさしい図書館は、令和4年度より新規実施。

(3) 認知症介護研修事業の実施

認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、介護サービス事業所における介護実務者や代表者・管理者などに対して認知症介護に関する実践的な研修を行っています。

◆認知症介護研修事業の実施状況（修了者数）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症介護実践者研修	50人	96人	172人
認知症介護実践リーダー研修	-	25人	37人
認知症対応型サービス事業開設者研修	-	11人	10人
認知症対応型サービス事業管理者研修	54人	44人	48人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	7人	9人	17人
認知症介護指導者等養成研修	-	0人	0人
認知症介護指導者フォローアップ研修	-	2人	1人

※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止、または定員を減少して実施。

5 認知症高齢者の安全確保 [認知症支援・介護予防センター]

(1) 認知症行方不明者等 SOS ネットワーク

認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、所在不明となった場合に警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図るしくみです。

【対象者】

行方不明になる可能性がある認知症高齢者の家族、成年後見人（保佐人、補助人）、主たる介護者（身寄りがない場合）

(2) 認知症高齢者等位置探索サービス

認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくことで、万一、所在不明となったときに、家族などが位置情報を探索できるサービスです。

【対象者】

介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援者として認定を受けた行方不明になる可能性がある認知症高齢者を介護している家族

◆実施状況

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
利用登録者数	66人	61人	49人

(3) 北九州市見守りシール（令和4(2022)年12月～）

二次元コードラベルを活用したシステムで、認知症等による行方不明高齢者の発見から保護、帰宅までを安全にサポートするものです。

認知症などで行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コードが読み取られると、保護者（ご家族）へ瞬時に発見通知メールが届きます。

発見者は二次元コードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対応方法が分かります。



シール見本(実際のサイズは約5センチメートル×2.5センチメートル)

【対象者】

介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援者として認定を受けた認知症高齢者を介護している家族

◆実施状況

	令和4年度末
利用登録者数	29人

(4) 認知症等身元不明者一時保護事業

認知症等により保護された身元不明の高齢者を、福祉施設（特別養護老人ホーム）において一時的に保護することにより、安全を確保します。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1人	1人	3人

第7節 権利擁護・虐待防止

1 財産管理などの権利擁護サービス 【長寿社会対策課】

自ら金銭の管理などを行うことが困難であったり、福祉サービスの手続援助を必要としている判断能力が十分でない高齢者・障害のある人等に、財産管理や生活支援などのサービスを提供しています。

【対象者】

市内在住の認知症高齢者や知的障害等のある人のうち判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用や財産管理などを自己の判断で適切に行うことが困難であり、親族などで財産管理などを引き受ける者がいない人

【サービス内容】

- ・財産保管サービス：預貯金通帳などの保管
- ・金銭管理サービス：日常生活に必要な預貯金の出し入れや本人に必要な現金の手渡しなど
- ・生活支援サービス：福祉サービスなどの手続援助等

【実施主体】

北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」
(戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3階)

◆権利擁護サービスの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約締結者数	297人	284人	267人

2 市民後見人養成事業 【長寿社会対策課】

高齢者等の日常生活の見守りなどを中心とした成年後見業務を担う社会貢献型「市民後見人」を養成します。養成研修は、基礎研修と実務研修に分けており、両研修を修了した方で希望される方については、「市民後見人候補者名簿」に名前が登録されます。また、北九州社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター「らいと」において法人後見業務の支援員として活動している方もいます。

◆実施状況

	第9期	第10期	第11期
研修期間	R2.1~R2.12 延14日間	R4.1~R4.10 延14日間	R6.1~R6.10 延14日間(予定)
養成研修修了者数	14名	8名	未定

3 成年後見制度利用支援事業 【長寿社会対策課】

成年後見制度を活用しようとする身寄りのない認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人に対して市長が後見、保佐、補助開始の審判請求を行います。また、市長申立てだけでなく、本人・親族の申立てに対しても資力の状況に応じて審判請求費用及び後見人報酬を助成しています。

【市長が行う後見開始等の審判請求の対象者】

身寄りのない、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人で、判断能力が十分でないため後見、保佐又は補助開始の審判請求が必要と認められる人

【助成対象者】

市長や本人・親族が後見等開始の審判請求を行った方のうち、生活保護受給者又は資産、収入の状況から生活保護受給者に準じると認められる人

【助成対象経費】

- ・ 後見等開始の審判請求に係る費用（申立て手数料、登記手数料、鑑定料等）
- ・ 後見人等の報酬

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報酬助成件数	17件	19件	16件（6件）
助成額	3,204千円	3,301千円	3,031千円 （668千円）

※報酬助成の対象拡大は令和4年から実施。（ ）内は助成拡大対象（本人・親族申立て）分

4 北九州市成年後見支援センター 【長寿社会対策課】

平成28(2016)年4月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、同法に基づいて平成29(2017)年3月に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」を受け、本市における一層の成年後見制度の利用促進に向け、中核を担う機関として令和元(2019)年10月に、「北九州市成年後見支援センター」を開設し、一般的な制度に関する相談の他、成年後見人等への支援や各機関との連携を図るための地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みを行っています。

【サービス内容】

- ・ 相談：専門スタッフによる成年後見制度や後見人の活動等に関する相談
- ・ 広報・周知：成年後見制度に関する情報発信や講演会研修会に講師の派遣
- ・ 専門職との連携：制度が必要な方へ支援が行き届くよう、法律や福祉など各分野の専門職と連携して支援を行うなど、関係機関との協議・連携の推進

【所在地】戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた3階）

◆北九州市成年後見支援センターの事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見人等からの相談件数	64件	59件	77件
講師派遣回数	4回	4回	5回

5 虐待防止の取り組み 【長寿社会対策課】

(1) 現状

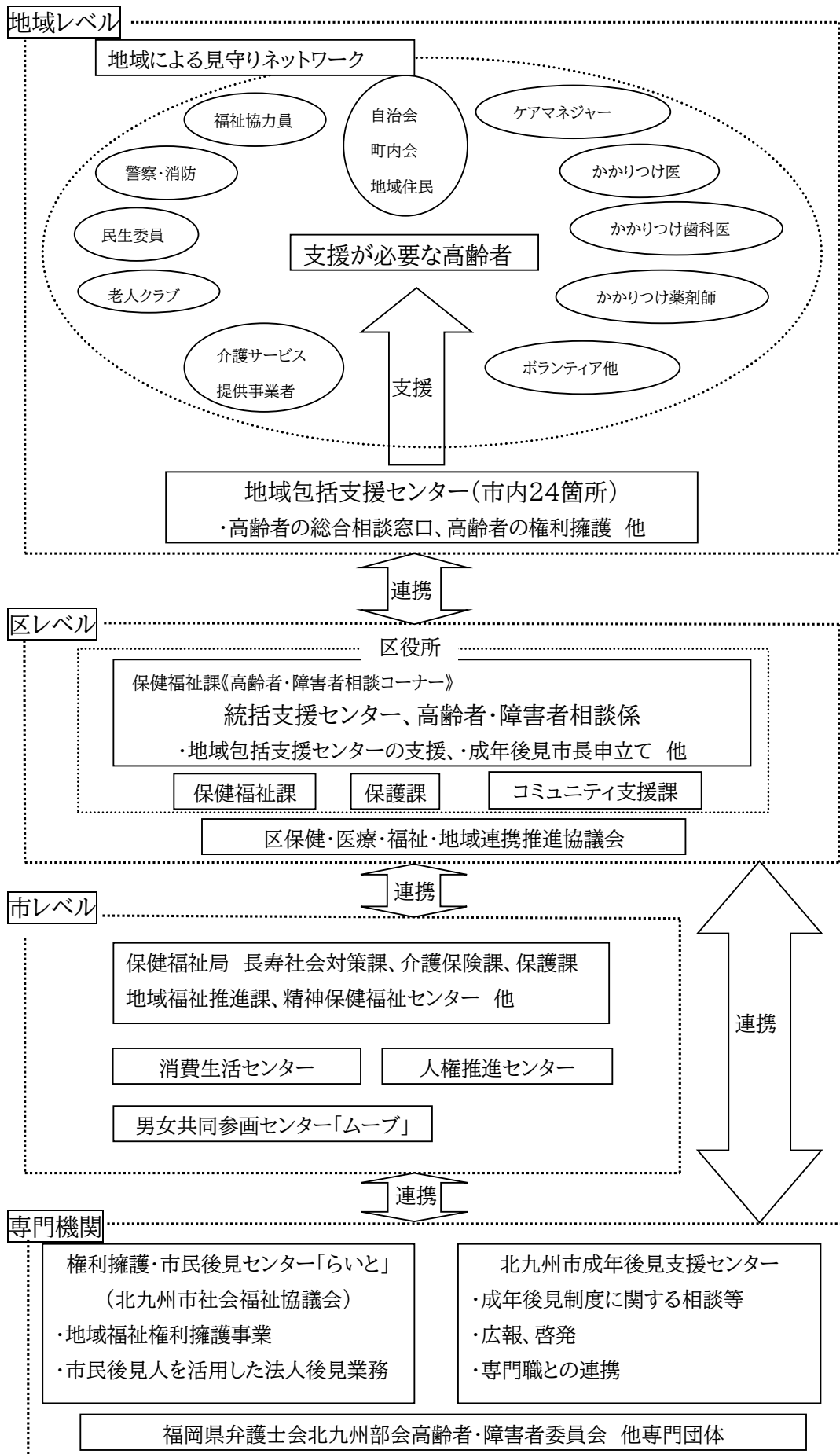
◆養護者による高齢者虐待件数（通報・認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報・届出件数	200件	236件	321件
虐待認定件数	112件	108件	147件

(2) 取り組み

地域包括支援センター職員等を対象に、業務上必要な法的知識の習得、実例を使ったグループワーク、障害分野など高齢者分野以外の必要な知識の習得等の研修を行い、虐待の予防、早期発見、適切な対応、再発防止に努めています。

北九州市における高齢者の権利擁護システム



※課名等は代表的なもの

第8節 地域における安全・安心の確保

1 いのちをつなぐネットワーク事業 [地域福祉推進課]

「いのちをつなぐネットワーク」とは、住民と行政の力を結集し、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、高齢者のみならず、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取組みです。

本市では、孤立死（孤独死）などの問題を受け、地域における支え合い機能に弱まりが見られる中で、行政がコーディネート役となり、自助・共助との協働の仕組みを改めて確立するために、平成20年度から事業を開始しました。

「いのちをつなぐネットワーク事業」においては、「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）」と「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）」の2つを目的として取組みを進めています。

◆事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	973件	708件	588件
地域会合への参加	892回	835回	1,305回

2 高齢者緊急時あんしん事業 [地域福祉推進課]

高齢者等が、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を日頃から整理し、専用の容器（あんしん情報セット）に入れて冷蔵庫などの特定の場所に保管します。さらに冷蔵庫や玄関ドアの内側に「冷蔵庫の中にあんしん情報セットが入っていること」、「情報利用に同意すること」を示すステッカーを貼り、万一の時駆けつけた人が必要に応じて情報を活用できるようにします。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配布数	770個	1,367個	1,269個

3 あんしん通報システム [消防局 予防課、保健福祉局 長寿社会対策課]

高齢者や重度の身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案に対し、民間警備員をはじめ、必要に応じて消防隊・救急隊が迅速な対応を行うとともに、医療・福祉スタッフによる24時間体制で相談対応を行い、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

【対象者】

- ・おおよね65歳以上の高齢者のみからなる世帯の人で、急な発作の恐れがあるなど、健康上注意が必要な人
- ・重度の身体障害がある人のみからなる世帯の人、または高齢者若しくは身体障害がある人と同居している重度の身体障害がある人で、緊急事態を自力で回避することができないと認められる人

◆利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
稼働世帯数	2,729世帯	2,661世帯	2,544世帯

4 高齢者世帯等への住宅防火訪問 【消防局 予防課】

火災等による被害の軽減を図ることを目的として、主に80歳以上の高齢者のいる世帯や身体障害のある人の世帯を消防隊が訪問する「住宅防火訪問」を実施しています。

訪問先では住宅用火災警報器の適正設置や維持管理の指導をはじめ、家庭における火気の取扱い等に関する指導を行うとともに、地震の際に有効な家具転倒防止器具の利用促進など、地域特性に応じた防災啓発も実施しています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問世帯数	1,839世帯	2,171世帯	3,016世帯

5 いきいき安心訪問 【消防局 消防団課】

介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や家庭内での事故防止に加え、簡単な身の回りのお世話等の福祉的な活動を行っています。

具体的な活動としては、訪問時に「いきいき安心訪問票」のチェックリストを基に、訪問者の健康状態や住宅用火災警報器の設置状況、火災発生時に通報・避難できるか、家具類の転倒防止ができていないか等を確認・指導しています。

このほかにも、地震や台風等の大災害時の避難方法や避難場所の周知、家庭内で発生しやすい事故の予防、交通安全指導、家庭内の簡単な整理整頓をはじめ、福祉に関する相談を関係機関につなぐ等、高齢者の安全・安心の向上に取り組んでいます。

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2（2020）年度は訪問事業を中止し、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度は訪問事業に替え、火災予防広報のチラシ等を郵送しました。

◆介護職員初任者研修修了女性消防団員数（令和5（2023）年4月1日現在）

75人（参考）市内女性消防団員数：144人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問世帯数	0世帯	0世帯 ※（1,504世帯）	0世帯 ※（3,820世帯）

※（ ）内はチラシ等郵送世帯数を表す。



第9節 介護保険事業

1 介護保険サービス

(1) 介護支援サービス 【介護保険課】

① 居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人や家族の希望を受けて、要介護者の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

② 介護予防支援

地域包括支援センター等が、生活機能の維持・改善を図るため、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

◆サービス利用者数（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	1,868人	1,697人	1,648人
要支援2	4,210人	4,127人	4,103人
要介護1	12,058人	12,077人	12,108人
要介護2	10,226人	10,377人	10,636人
要介護3	7,854人	8,704人	8,769人
要介護4	6,792人	7,121人	7,156人
要介護5	3,981人	4,092人	4,181人
合計	46,990人	48,197人	48,601人

※数値は、各年度平均値

※利用者数は、在宅・地域密着・施設サービスを利用している実人数

(2) 在宅サービス・地域密着型サービス 【介護保険課】

① 予防給付 要支援1・2の人が利用できるサービス

サービスの種類		サービスの内容等
在宅	介護予防訪問入浴介護	身体的な理由などから施設での入浴が困難な場合に入浴車等が自宅を訪問して行う入浴の介助
	介護予防訪問看護	居宅で看護師等から受ける介護予防を目的とした療養上の世話と診療の補助
	介護予防訪問リハビリテーション	居宅で受ける生活機能の向上を図るための理学療法や作業療法等のリハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等から受ける介護予防を目的とした療養上の管理と指導
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院、診療所で受ける理学療法・作業療法等のリハビリテーションに加え、運動器の機能向上などその人の目標に合わせた選択的サービス
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等の施設に短期入所して受ける介護予防を目的とした日常生活上の世話、機能訓練
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や介護医療院等に短期入所して受ける介護予防を目的とした看護や理学療法・作業療法等のリハビリテーション、日常生活上の世話

	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で受ける入浴・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練
	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的とした日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与
	特定介護予防福祉用具販売	貸与になじまない介護予防を目的とした特定福祉用具の購入費の支給
	介護予防住宅改修	手すりの取付け等の住宅改修費の支給
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンターやグループホームなどで、認知症の要支援者に日帰りで行う介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練
	介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できる介護予防を目的としたサービス
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要支援者（要支援2のみ）が少人数で共同生活を営む住居で受ける入浴・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練

※ 地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活するためのサービスです。北九州市の介護保険の被保険者は、市が指定した事業所（原則として北九州市内）のみ利用できます

◆利用者数

予防給付		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	4	1	0
	介護予防訪問看護	回/月	2,144	2,075	2,218
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1,120	1,379	1,111
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	344	300	286
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,402	1,347	1,387
	介護予防短期入所生活介護	日/月	150	111	106
	介護予防短期入所療養介護	日/月	9	5	8
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	345	293	260
	介護予防福祉用具貸与	人/月	4,479	4,371	4,319
	介護予防特定福祉用具販売	人/月	95	107	100
	介護予防住宅改修	人/月	105	151	152
	介護予防支援	人/月	5,638	5,420	5,365
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	1	8	9
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	71	67	72
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人/月	3	1	3

※数値は各年度平均値。令和2年度から「介護保険事業状況報告」の数値を計上。人数は市独自年報から掲載。

② 介護給付 要介護1～5の人が利用できるサービス

サービスの種類		サービスの内容等
在宅	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	居宅でホームヘルパー等から受ける入浴・食事等の介助や日常生活上の世話
	訪問入浴介護	入浴車等の訪問による入浴の介助
	訪問看護	居宅で看護師等から受ける療養上の世話と診療の補助
	訪問リハビリテーション	居宅で受ける日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリテーション
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等から受ける療養上の管理と指導
	通所介護 (デイサービス)	定員19人以上のデイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練
	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所で受ける理学療法・作業療法等のリハビリテーション
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等の施設に短期入所して受ける入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護医療院等に短期入所して受ける看護や理学療法・作業療法等のリハビリテーション、日常生活上の世話
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与
	特定福祉用具販売	貸与になじまない特定福祉用具の購入費の支給
	住宅改修	手すりの取付け等の住宅改修費の支給
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で受ける入浴・食事等の介助、日常生活上の世話、機能訓練	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じた、定期の訪問と随時の対応による、介護・看護が連携したサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回や利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護
	認知症対応型通所介護	デイサービスセンターやグループホームなどで、認知症の要介護者に日帰りで行う日常生活上の世話や機能訓練
	地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できるサービス
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを一体的に組み合わせて提供
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者が少人数で共同生活を営む住居で受ける入浴・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	原則要介護3以上の人が利用できる(※)地域密着型介護老人福祉施設に入所して受ける介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話

※ 地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活するためのサービスです。北九州市の介護保険の被保険者は、市が指定した事業所(原則として北九州市内)のみ利用できます。

◆利用者数

介護給付		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅	訪問介護	回/月	167,069	172,561	173,044
	訪問入浴介護	回/月	1,452	1,630	1,629
	訪問看護	回/月	27,478	31,804	34,361
	訪問リハビリテーション	回/月	12,723	14,557	14,633
	居宅療養管理指導	人/月	7,668	8,330	8,838
	通所介護	回/月	152,371	157,008	156,753
	通所リハビリテーション	回/月	32,474	33,827	33,175
	短期入所生活介護	日/月	16,323	16,092	15,229
	短期入所療養介護	日/月	1,255	1,213	1,064
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,477	2,467	2,451
	福祉用具貸与	人/月	17,172	18,225	18,840
	特定福祉用具販売	人/月	267	271	270
	住宅改修	人/月	267	260	255
	居宅介護支援	人/月	26,043	27,254	27,860
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人/月	18	20	24
	地域密着型通所介護	回/月	40,832	43,232	42,829
	認知症対応型通所介護	回/月	6,047	6,417	6,228
	小規模多機能型居宅介護	人/月	820	833	810
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	人/月	2,154	2,185	2,169
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	人/月	626	611	601
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	556	617	716
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	39	51	47

※ 数値は各年度平均値。令和2年度から「介護保険事業状況報告」の数値を計上。人数は市独自年報から掲載。

(3) 施設サービス 【介護保険課】

介護老人福祉施設での施設サービスは原則要介護3～5と認定された方、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院での施設サービスは要介護1～5と認定された方が利用できます。ただし介護老人福祉施設は、要介護1、2でも特例として利用できる場合があります。詳しくは各施設にお尋ねください。(要支援1、2の方は利用できません)

サービスの種類	サービス内容等
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設に入所して受ける介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話
介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所して受ける看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話
介護療養型医療施設	介護療養型医療施設に入院して受ける療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療

介護医療院	介護医療院に入所して受ける療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療、日常生活の世話
-------	---

◆施設サービス利用者数

介護給付	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人/月	5,178	5,220	5,177
介護老人保健施設	人/月	2,707	2,685	2,631
介護療養型医療施設	人/月	161	53	32
介護医療院	人/月	406	528	546

(4) 介護予防・生活支援サービス事業 【地域福祉推進課】

平成27(2015)年介護保険制度改正に伴い、要支援1・2の認定を持っている方が利用している介護サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、全国一律のサービスから市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行しました。

本市では、「介護予防・生活支援サービス事業」のうち、「予防給付型、生活支援型（H28.10～）」、より介護予防に重点を置いた「短期集中予防型（H30.4～）」、住民主体によるサービス提供のためボランティアマッチングの仕組みづくりを支援する「住民主体型（H30.10～）」を順次開始しました。

【対象者】

- ・要支援1・2の認定を持っている人
- ・事業対象者（基本チェックリストで一定の条件に該当し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出した人）
- ・継続利用要介護者（住民主体により実施されるサービスを、以前から利用してきた要介護者）

【サービス内容】

介護予防・生活支援サービス事業は、従来の給付相当サービスで介護事業者が提供する「予防給付型」と、民間企業・NPO法人などの多様な主体が提供する「生活支援型」、介護予防にさらに重点をおいた期間限定のサービス「短期集中予防型」、ボランティアマッチングの仕組みづくりを支援する「住民主体型」の4つのサービスがあります。

◆介護予防・生活支援サービス事業利用者数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス	件/年	50,308	44,549	41,143
通所型サービス	件/年	55,764	56,653	56,609

2 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

(1) 介護サービス従事者等への研修 【介護保険課・地域福祉推進課】

介護サービスの質の向上策の一環として、人材育成を図るため、ケアマネジャーやホームヘルパー、介護保険施設の職員など、介護保険におけるサービスを実施する事業所の従事者や管理者を対象に、サービスを提供する上で必要な知識・技能に関する研修を行っています。サービスや職種別の専門研修や、すべての介護サービス事業者に必要な知識、技能を習得するための基礎的な研修など、年間を通じてさまざまなテーマで研修を行っています。

◆介護サービス従事者研修の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	延 32 回	延 73 回	延 53 回
受講者数	延 1,768 人	延 1,399 人	延 1,827 人
内 容	介護職の基礎医学、認知症、権利擁護、虐待防止、リスクマネジメントなどのテーマや、新型コロナウイルス感染症の対策研修を実施。	介護職の基礎医学、認知症、権利擁護、虐待防止、リスクマネジメントなどのテーマや、新型コロナウイルス感染症の対策研修を実施。	介護職の基礎医学、認知症、権利擁護、虐待防止、リスクマネジメントなどのテーマや、BCP 策定の研修を実施。

◆地域包括支援センターによるケアマネジメント研修（各区で実施）の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	延 19 回 (各区年4回程度の開催、オンライン実施を含む)	延 19 回 (各区年4回程度の開催、オンライン実施を含む)	延 28 回 (各区年4回程度の開催、オンライン実施を含む)
受講者数	延 735 人	延 883 人	延 1,524 人
統一テーマ	①自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント ②生活習慣病予防・重症化予防 ③災害に備えた支援	①自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント ②生活習慣病予防・重症化予防 ③災害に備えた支援	①自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント（生活習慣病予防・重症化予防） ②感染症や災害に備えた支援 ③家族介護者支援

(2) 外国人介護人材育成支援事業 【介護保険課】

市内の介護サービス事業所に勤務している外国人介護職員を対象に、介護分野での日本語や日本文化への理解、介護技能を習得するための研修を実施するとともに、受入事業所の指導担当者等を対象に、外国人介護職員への指導方法等に関する助言等の支援を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	2 回	3 回	3 回
受講者数	20 人 (11 事業所)	26 人 (18 事業所)	45 人 (21 事業所)

(3) 介護サービスに関する苦情・虐待対応の仕組み 【介護保険課】

利用者や家族からの介護サービスに関する苦情や相談などは、地域包括支援センター・区役所などで受け付けます。また、解決困難な苦情等の解決に向けての意見や助言を得る仕組みとして、市レベルに「地域包括支援に関する会議」を設置し、介護サービス事業所における苦情や虐待等に対応していきます。

【高齢者のためのサービスガイド】（該当：P24～P32）

<ホームページ>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0339.html

3 先進的介護等の取組 【先進的介護システム推進室】

今後、介護人材不足が見込まれる中、介護サービスの質と量の確保は喫緊の課題となっています。本市では、こうした課題に対応するため、人（介護職員など）とテクノロジー（介護ロボットやICTなど）が融和した、新しい働き方モデルとなる先進的介護の「北九州モデル」を構築しました。

この「北九州モデル」の普及のため、令和3(2021)年度に「北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター」を福祉用具プラザ北九州内に設置し、相談支援・機器等の試用貸出・人材育成など、市内の介護施設が「北九州モデル」を導入・実践するための必要な支援及び周知活動等を行っています。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北九州モデル導入を含む 職場改善件数	—	5件	5件
介護ロボット等 導入施設数（累計）	77件	106件	117件



▲北九州モデル再現展示エリア



▲介護ロボット・介護支援機器の展示コーナー

第10節 高齢者を支えるサービス

1 在宅生活を支援するサービス

(1) すこやか住宅改造助成 【長寿社会対策課】

介護を必要とする高齢者等が住んでいる住宅を「身体状況に配慮した仕様（すこやか仕様）」に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成する制度です。

【対象者】

介護保険の要介護認定で、要介護者または要支援者と認められた人のいる世帯のうち、その人の日常動作の状態から改造が必要と認められた世帯（所得要件あり）

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数（高齢者のみ）	81件	103件	79件

(2) 日常生活用具給付事業 【長寿社会対策課】

一人暮らしの高齢者等に、介護保険の福祉用具貸与の対象外である火災警報器などの日常生活用具を給付することにより、日常生活を支援します。

【対象者】前年所得税非課税世帯のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者や防火等の配慮の必要な一人暮らし高齢者など

【納付品目】3品目（火災警報器、自動消火器、電磁調理器）

※用具によって対象者の要件が異なります。

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	32件	27件	22件

(3) おむつ給付サービス 【長寿社会対策課】

失禁などのため、おむつを常時使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者などに、おむつ等の給付を行うことにより、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図っています。

【対象者】

介護保険の要介護認定調査において、排尿の項目等が見守り以上であって、原則として要介護3以上と認定された市民税非課税世帯の人で、失禁状態などのため常時おむつを必要とする人等

【サービス内容】

一定の限度額内で、紙おむつ、尿取りパッド等を自宅まで配達し、利用者がその費用の一部を負担します。（限度額を超える額は利用者の負担となります。）

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	4,209人	4,324人	4,808人

(4) 寝具洗濯乾燥消毒サービス 【長寿社会対策課】

在宅の寝たきり高齢者などに、使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、利用者の健康増進と生活環境の改善及び介護者の労力と経済的負担の軽減を図っています。

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援として認定を受けた方で、在宅で寝たきりのため、寝具の衛生管理が困難な方

【サービス内容】利用者が使用している寝具（掛布団、敷布団、毛布、枕）の洗濯乾燥消毒を、集配により行い、利用者がその費用の一部を負担します。（年2回以内）

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数	22人	22人	16人

（5）訪問給食サービス 【長寿社会対策課】

栄養の管理・改善が必要と判定された一人暮らしの高齢者や重度障害のある人等に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより安否確認を行うとともに、高齢者等に異状があった場合には、関係機関への連絡などを行っています。

【対象者】栄養管理・改善が必要な65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯、重度障害者世帯等

【利用日】週5日（月～金曜日）以内（1日1食：昼食又は夕食）

◆サービス利用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用者数	12,100人 (102人)	11,691人 (69人)	11,058人 (84人)
延べ配食数	188,397食	179,626食	176,719食

※（ ）は障害のある人で内数

（6）訪問理美容サービス 【長寿社会対策課】

自由に理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などに、各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、利用者の衛生の維持及び介護者の負担軽減を図っています。

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護又は要支援として認定を受けた人で、在宅で寝たきり等のため、理髪店や美容院に行くことが困難な人

【サービス内容】利用者の自宅に理容師・美容師が訪問し、次のサービスを年最大6回行います。

※市は、移動・出張に要する経費を補助しています。

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用回数	151回	215回	227回

（7）家族介護慰労金支給事業 【長寿社会対策課】

重度の要介護者を、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族に、慰労金を支給しています。

【対象者】

- ・市内に居住し、次の要件に該当する者を在宅でいま現在介護している家族
- ・介護保険の要介護認定で「要介護4」又は「要介護5」と認定され、その状態が1年以上継続していた人
- ・上記の期間中、市民税非課税世帯に属していた方等

【支給額】年額 10 万円

◆サービス利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	6人	7人	5人

2 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保

(1) 生活支援ハウス 【介護保険課】

老人デイサービスセンターに併設され、在宅で生活するには不安のある高齢者に対し、低料金で居住の場を提供する施設です。生活援助員を配置し、入居者からの各種相談などにも応じています。

【対象者】60歳以上の一人暮らしの人又は夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある人

【利用料（月額）】本人の所得に応じて0～50,000円。別途、光熱水費を実費負担。食費などの生活費は本人負担。

【施設数】3箇所（定員：46人）

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 【介護保険課】

高齢者の特性に配慮した設備を備え、訪問介護などの在宅サービスを利用しながら自立した生活を送ることができる新しいタイプの軽費老人ホームです。

【対象者】60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、家族の援助を受けることも難しく、独立して生活することが困難な人

【利用料（月額）】施設や本人の所得によって異なり、80,000円程度以上

【施設数】18箇所（定員：720人）

(3) 軽費老人ホーム（A型） 【介護保険課】

低額な料金で、食事やその他の日常生活上必要なサービスを提供しています。

【対象者】60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、家族の援助を受けることも難しく、独立して生活することが困難な人

【利用料（月額）】本人の所得に応じて70,000円程度以上

【施設数】7箇所（定員：400人）

(4) 養護老人ホーム 【介護保険課】

心身機能の減退などのため日常生活に支障がある場合や住宅に困っているなどの理由で、在宅での生活が困難になった低所得の高齢者が入所し、安心して生活ができる施設です。

【対象者】おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活を続けることが困難な人

【利用料（月額）】入所者本人の所得に応じて0～140,000円。扶養義務者は課税状況に応じて負担。

【施設数】9箇所（定員：570人）

(5) 高齢者向け優良賃貸住宅の入居促進 【建築都市局 住宅計画課】

高齢者向け優良賃貸住宅とは、高齢者（60歳以上）が安心して住み続けることができるようにバリ

アフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の整備基準を満たした賃貸住宅です。対象となる高齢者に対して収入に応じた家賃補助を行うなどの入居支援を行っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者向け優良賃貸住宅数	37団地 (837戸)	35団地 (794戸)	30団地 (674戸)

(6) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 【建築都市局 住宅計画課、介護保険課】

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供を受けることができる民間の賃貸住宅です。

【対象者】単身高齢者、高齢者+同居人（配偶者、60歳以上の親族等）

（高齢者とは、60歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている方）

【利用料】住宅の広さ等により5～20万円（月額）

家賃、共益費、安否確認・生活相談サービスの利用料等を含む概算額

食事の提供サービスを利用する場合、上記に3～5万円程度加算

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	35箇所 (1,455戸)	36箇所 (1,476戸)	36箇所 (1,476戸)

(7) 「ふれあいむら」の整備 【建築都市局 住宅整備課】

高齢者世帯が地域の中で自立して生活ができるように、バリアフリー仕様や生活援助員の派遣などで安心して住み続けられる市営住宅「ふれあいむら」の整備を進めています。

「ふれあいむら」は高齢者の安全や利便性に配慮した住宅で、老人福祉施設のデイサービスセンターなどと協力して生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置し、入居者の生活相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的な家事援助などを行うとともに、福祉施設や消防局との連携によるサポート体制の充実を図っています。

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	6箇所 (200戸)	6箇所 (200戸)	6箇所 (200戸)

(8) 市営住宅「すこやか住宅」の推進 【建築都市局 住宅管理課】

老朽化した市営住宅の計画的な建替えや統廃合を推進するとともに、既存ストックの有効活用を図り、「すこやか仕様」による市営住宅の整備を推進しています。

【すこやか仕様】

北九州市独自の呼び名で、高齢者などが安心して長く住み続けられるように、高齢者の心身機能の低下に配慮し、室内の床段差の解消、浅型の浴槽の採用、手すりの設置など安全性の向上や行動範囲の拡大などを考えて設計された仕様となっています。

(9) 「すこやか住宅」の普及促進 【建築都市局 住宅計画課】

民間住宅における「すこやか住宅」の普及促進に向け、北九州市すこやか住宅推進協議会と連携し、住まいに関する相談体制の充実や市民への情報提供を行っています。なお、北九州市すこやか住宅推進協議会は、高齢者向け住宅の普及、啓発を目的としたNPO法人で、建築、医療、福祉の各種専門分野の関係者・関係団体で構成されています。

(10) 北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度 【建築都市局 住宅計画課】

宅地建物取引業者、各相談窓口と連携しながら、民間賃貸住宅へ入居を希望する高齢者や障害のある人が安心して住宅を探すことができるように支援する「北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度」を平成28(2016)年5月から推進しています。

【対象】家賃等を適正に支払い、自立して日常生活を営むことができる方（在宅のサービス等を受けることによって自立することが可能となる方を含む）。

◆実施状況

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
協力店数	79店	84店	91店